

高子事第 146 号
令和 2 年 4 月 30 日

保護者 各位

高槻市子ども未来部
部長 万井 勝徳

新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育園等への登園自粛要請期間の延長について

保護者の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染拡大防止に際しまして、家庭保育にご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、保育園等への登園自粛要請期間につきましては、当初令和 2 年 5 月 6 日（水）までとしておりましたが、大阪府から、5 月 7 日から 5 月 10 日までの対応についてはこれまでと同様の扱いとするよう求められていることから、市といたしましては、次のとおり登園自粛要請期間の延長を行うことといたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご不便をおかけしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○延長後の登園自粛要請期間（保育利用申出による保育の実施期間）

令和 2 年 5 月 10 日（日）まで [5 月 6 日からの延長]

※緊急事態宣言の延長により期間が再度延長されることがあります。

※「保育利用申出書」について、既に提出頂いている方の再提出は不要です。